

○茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則

平成30年7月2日

教育委員会規則第4号

改正 令和元年12月16日教委規則第4号

令和3年6月2日教委規則第6号

令和5年6月28日教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎公園体験学習センター条例（平成30年茅ヶ崎市条例37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 教育委員会は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(教育委員会規則で定める書類)

第3条 条例第4条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該団体の概要書
- (2) 当該団体の活動の実績書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

(指定管理者の指定等の公告)

第4条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。

(利用の申請等)

第5条 条例第9条第1項の承認（以下「利用の承認」という。）を受けようとする者は、指定管理者の定めるところにより指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別表に定める受付期間（附属設備及びロッカーにあっては、指定管理者が別に定める受付期間）内に行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用の取消し)

第6条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、集会室等（条例第9条第1項に規定する集会室等をいう。以下同じ。）の利用を取り消そうとするときは、指定管理者の定めるところにより指定管理者に届け出なければならない。

(利用の内容の変更申請)

第7条 第5条第1項の規定は、条例第11条の承認を受けようとする場合について準用する。

(利用の承認の取消し等)

第8条 指定管理者は、条例第12条の規定により利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは中止させるときは、遅滞なくその旨及びその理由を利用者に通知しなければならない。ただし、処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

(利用料金の納付)

第9条 利用者は、指定管理者が指定する期日までに集会室等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 条例第14条の規定による利用料金の免除は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業のために利用するとき 利用料金の額の全額
- (2) 市又は教育委員会と密接な関係を有し、かつ、青少年の健全育成及び地域福祉の推進を図ることを目的とする公共的団体（教育委員会が適当であると認めるものに限る。）がその目的のために利用するとき 利用料金の額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき その都度教育委員会が定める額

2 第5条第1項の規定は、条例第14条の規定による利用料金の免除を受けようとする場合について準用する。  
（利用料金の還付）

第11条 条例第15条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定管理者が災害その他利用者の責めに帰することのできない理由により集会室等を利用することができないと認めるとき 既納の利用料金の額の全額（ロッカーにあっては、指定管理者がこれを利用することができないと認められた期間に係る利用料金に相当する額）
- (2) 指定管理者が条例第12条第5号の規定により集会室等の利用の承認を取り消し、又はその利用を中止させたとき 既納の利用料金の額の全額（ロッカーにあっては、指定管理者がこれを利用することができないと認められた期間に係る利用料金に相当する額）
- (3) 利用者が集会室等の利用を開始する前にその利用の取消しの届出をしたとき 既納の利用料金の額の10分の8に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）
- (4) 利用者が集会室等の利用を開始する前に利用の承認の内容の変更を申請した場合において、これを指定管理者が承認をしたとき（既納の利用料金の額に過納額が生じたときに限る。） 当該過納額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき その都度指定管理者が定める額

2 第5条第1項の規定は、条例第15条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする場合について準用する。  
（特別の設備等の申請等）

第12条 第5条第1項の規定は、条例第18条の承認を受けようとする場合について準用する。

2 条例第18条の承認を受けた者は、当該特別の設備等の設置に要する費用の全額を負担しなければならない。  
（責任者等）

第13条 利用者は、利用の承認を受けた施設の秩序を保持し、及び安全を確保するためあらかじめ責任者を定めておかなければならない。

2 利用者は、利用の承認を受けた施設内外の秩序を保持し、及び安全を確保するため必要な整理員を配置しなければならない。ただし、指定管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。  
（遵守事項）

第14条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けた茅ヶ崎公園体験学習センター（以下「センター」という。）の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）以外のものを利用しないこと。
- (2) センターの施設等又は備付けの器具を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 承認を受けた特別の設備等以外のものを設備し、又は利用しないこと。
- (4) 承認を受けないで、附属設備及び備付けの器具を移動しないこと。
- (5) 承認を受けないで壁、柱、窓等に貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。

- (6) 指定された場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (7) 指定された場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (8) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (9) 指定された場所以外の場所で飲食をしないこと。
- (10) 喫煙をしないこと。
- (11) 騒音、怒号等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) その他関係職員の指示に従うこと。

(利用後の報告)

第15条 利用者は、条例第19条の規定により原状に回復したときは、直ちにその旨を関係職員に報告し、その確認を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第16条 利用者及び入館者は、センターの施設等又は備付けの器具を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及びその理由を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年教委規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年教委規則第6号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年教委規則第9号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

施設名	受付期間			
	市内		市外	
	始期	終期	始期	終期
集会室	利用日の属する月の3	利用日	利用日の属する月の2	利用日
実習室	月前の月の初日		月前の月の初日	
録音室				
点訳室				

備考 「市内」とは、集会室等を利用しようとする者が茅ヶ崎市内に住所を有し、茅ヶ崎市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは茅ヶ崎市内の学校に在学している場合又は茅ヶ崎市内に事務所若しくは事業所を有する場合をいい、「市外」とは、これらの場合以外の場合をいう。